

病床整備計画について

No.1

施設名	(仮称)高森台病院
開設者	医療法人 宏生会
開設者住所	瀬戸市小田妻町1丁目190の2
施設所在地	春日井市高森台4丁目4番49
診療科	内科・リハビリテーション科
整備内容	療養病床 160床新設 (許可病床数: 整備前 療養 0床 ⇒ 整備後 療養 160床)

No.2

施設名	かちがわ北病院
開設者	医療法人 北陽会
開設者住所	春日井市角崎町3番地1
施設所在地	春日井市角崎町3番地1
診療科	内科・消化器内科・外科・整形外科・皮膚科
整備内容	療養病床 8床増床 (許可病床数: 整備前 療養 30床 ⇒ 整備後 療養 38床)

No1~No2合計
療養病床 168床

(参考)

平成24年9月30日現在の既存病床数等

基準病床数及び既存病床数				
病床種別	区域	基準病床数	既存病床数	差引数
		(H23.3.29公示) A	(H24.9.30現在) B	C=A-B
		床	床	床
一般病床及び療養病床	名古屋医療圏	15,388	20,326	△ 4,938
	海部医療圏	1,964	1,961	3
	尾張中部医療圏	862	751	111
	尾張東部医療圏	3,558	4,541	△ 983
	尾張西部医療圏	3,586	3,478 (3,578)	108 (8)
	尾張北部医療圏	4,854	4,605 (4,624)	249 (230)
	知多半島医療圏	3,473	3,121	352
	西三河北部医療圏	2,900	2,391	509
	西三河南部東医療圏	2,860	2,236 (2,406)	624 (454)
	西三河南部西医療圏	4,676	4,219 (4,429)	457 (247)
	東三河北部医療圏	630	485	145
	東三河南部医療圏	6,444	6,188 (6,196)	256 (248)
		計	51,195	54,302 (54,809)
精神病床	全 県 域	12,554	13,031	△ 477
結核病床	全 県 域	218	256	△ 38
感染症病床	全 県 域	74	70	4

備考 各欄に()で掲げた数は、承認済の病床整備計画を反映した場合の病床数である。

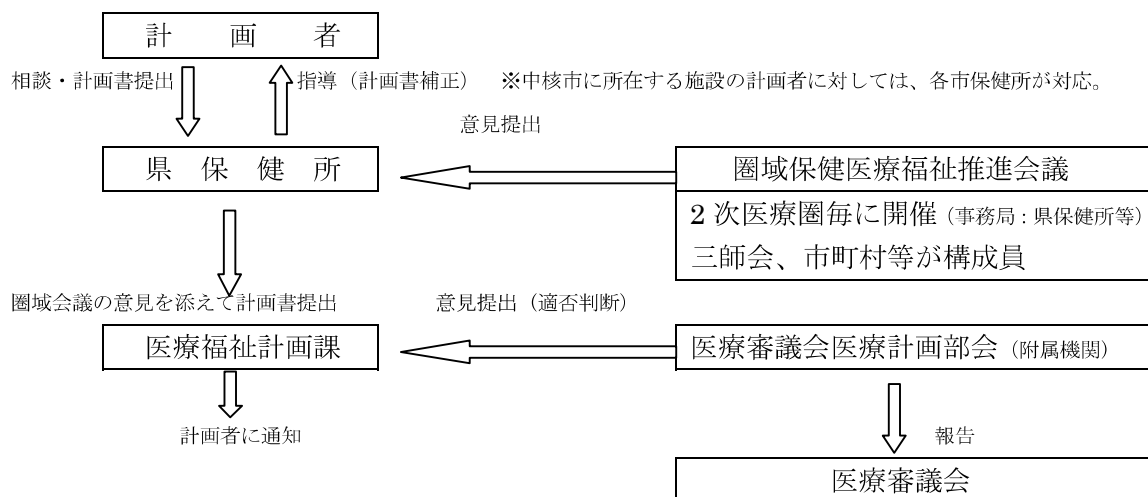
病床整備計画の手続について

○病院の開設、病院の病床の増加、あるいは診療所の病床の設置といった行為（以下「病院開設等」という。）を行う場合は、医療法に基づき、知事の許可を受ける必要があります。

○本県では、医療法による許可の前に、病院開設等を計画している者から事前に計画書を提出してもらい、その計画内容を審議し適当と認めた場合に限り、医療法上の許可を行うという**事前協議制**を採用しております。

○事前協議の手続は、「**愛知県病院開設等許可事務取扱要領**」により規定されております。

○事前協議の流れは以下のとおりです。



○病床整備計画の対象となる病床は以下のとおりです。

・一般病床

以下の病床以外のもの

・療養病床

以下の病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのもの

・精神病床

精神疾患を有する者を入院させるためのもの

・感染症病床

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるためのもの

・結核病床

結核の患者を入院させるためのもの